地方自治体の財政診断の考え方と課題

関西学院大学 小西砂千夫



財政の健全性を考えるにあたっての 3つの視点 • 視点1:財政状況が健全である • 視点2:十分な公共サービスが提供できている • 視点3:資源配分が効率的である ・ 視点1は狭義、視点2・3は広義といえる

• 地方自治体の財政診断においては、実態的には指標が先にあり、その指標が何を意味しているかの深堀がないところに問題がある

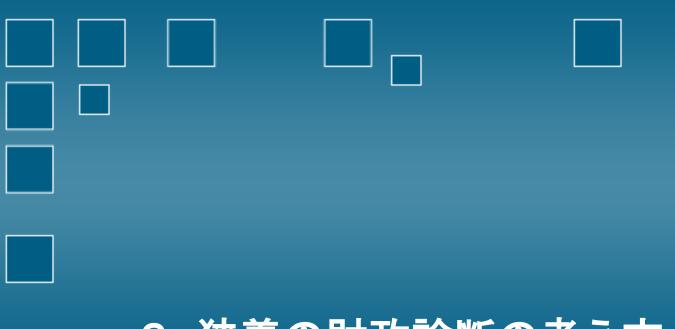
視点1:財政状況が健全である • 静態的か動態的か(静態的分析では1期また は期末について、動態的分析ではたとえば景 気循環の1サイクルを合計して)←動態的分 析は容易ではない 一般的な意味での健全性とは、現金主義会 計の意味で健全であり、かつ発生主義会計 の意味で健全であること ある特定の限定的な枠組みの下での目的的 な財政診断もある(その典型例が自治体財政 健全化法)

視点2:十分な公共サービスが提供で きている 考え方としてはいくつかあるが、フィージビリ ティの点で問題があることも多い(たとえば公 共資産の価値を満足度で評価する) • 現実的に可能な分析としては、減価償却の概 念を利用した老朽化度の分析がある(ただし、 減価償却期間を耐用年数をみなすことに限 界があることも多い)

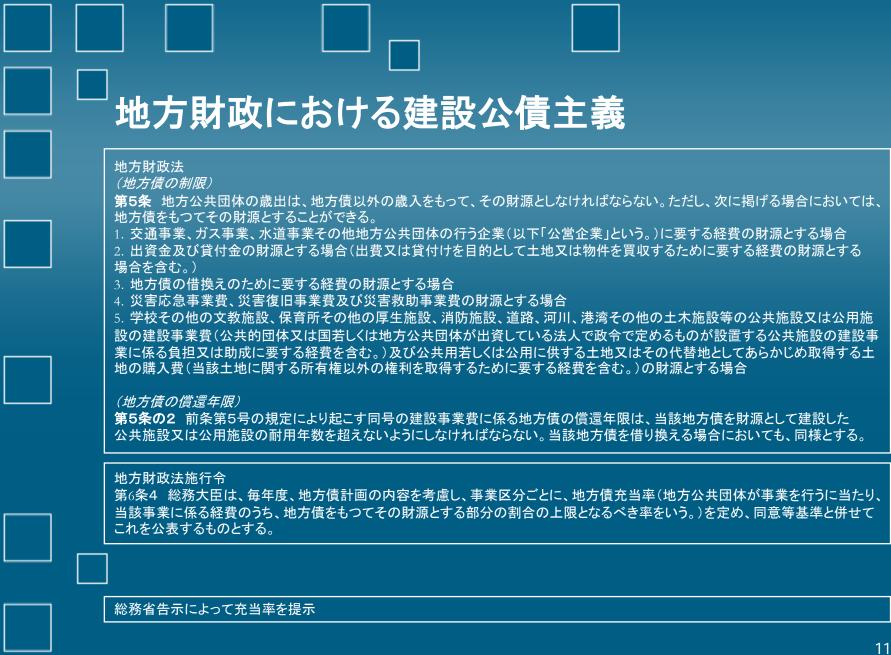
視点3:資源配分が効率的である • 個々の公共サービスの提供コストが高価なも のであるかどうか(図書館、救急車、住民票 の自動発券機など)←いわゆるセグメント分 析といわれるもの • 資金調達コストが市場金利に比べて高い(低 い)、基金等の資金運用利回りが市場の一般 的な利回りに比べて高い(低い)

ところで、無駄と贅沢の違い

- 無駄=費用に対して便益が十分にない状態
- 贅沢=収入に対して費用が過大である場合
- 公共図書館は、新築すれば利用者がどっと 増えるという意味で無駄になることはまれで あっても、本来、無償を原則とする施設である ので贅沢なものとなる懸念がある
- 無駄をなくせば財政収支は均衡する、は間違い→視点1は贅沢かどうか、視点3は無駄かどうかを診断するものといえなくもない



現金主義会計と発生主義会計の関係 現金主義会計の健全性(資金繰りが詰まらな) (1) • 発生主義会計の健全性(償還能力が担保さ れている、フローベース: 損益計算書で利益 が確保できている、ストックベース:貸借対照 表で資産超過である) • 資金調達の制約がない場合には、発生主義 会計の健全性が現金主義会計の健全性を超 越する: 民間企業会計では発生主義会計が 中心となる



財政学の伝統における起債制限 18世紀の古典派財政学: 公債発行に否定的 (公債費によって民間部門に充てられるべき 資金が政府に配分されることで、資源が効率 的分野から非効率な分野に移転される) • 19世紀のドイツ正統派財政学:建設公債主義 の原則→昭和22年創設の財政法に反映 20世紀のケインズ経済学:経済の動態的側 面に注目し、公債発行を抑制せず→現代のリ フレ派はその考え方をもっと徹底させた 地方財政は静態的原則が適当

建設公債主義の下での貸借対照表

〇建設公債主義はドイツ正統派財政学において、政府財政の健全性を担保するために考えられた 原則であり、そのことが会計上の概念である貸借対照表の資産超過が意識されていたとは考えにく いが、結果的に、建設公債主義は貸借対照表が資産超過となるための十分条件となっている

〇わが国の地方自治体の貸借対照表は、基本的に資産超過になっている。もっとも単年度では、 純資産の増分がマイナスになることはある。また、臨時財政対策債が極端に大きくなれば、表面的 には債務超過となることはあり得るが、臨時財政対策債は単なる赤字債ではない。

現金主義会計と発生主義会計の関係:民間企業と政府財政の違い

民間企業の場合

発生主義会計で健全である 現金主義会計で健全 である

発生主義会計で健全であれば、償還能力があるとみなされるので、金融機関から融資を受けられ、現金主義会計で不健全となることがない

→発生主義会計の方が相対的に重要

政府財政(建設公債主義)の場合

現金主義会計で健全である
発生主義会計で健全である

建設公債主義では、発生する費用に前倒しで 税金等を投入して負担することが求められ、 資金不足を借入でしのぐことができないので、 現金主義会計で不健全でなければ、発生主義 会計は基本的に不健全になることはない →現金主義会計の方が相対的に重要

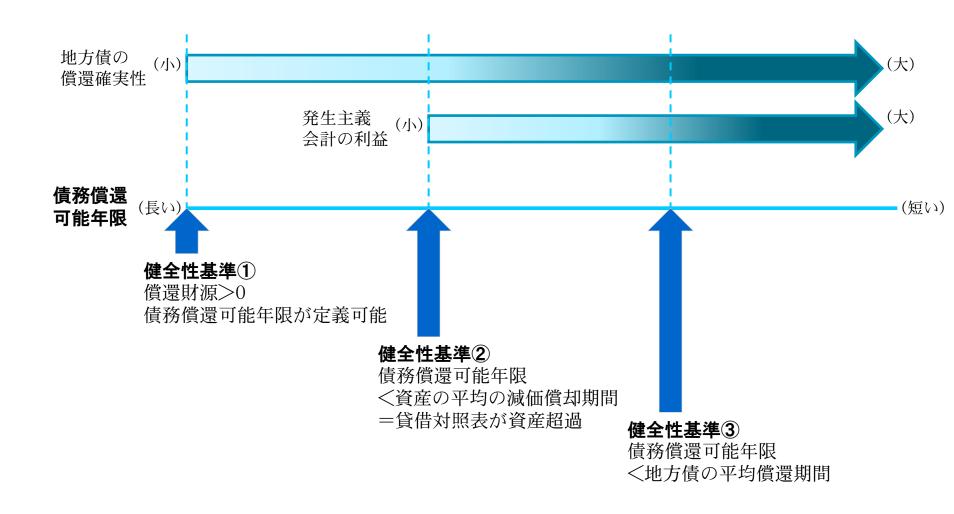
〇議会による統制機能が比較的弱い公営企業会計は発生主義会計で予算統制を行っているが、 一般会計等については現金主義会計でなければ、統制機能としては十分ではないことから、現金 主義会計でも健全性が担保されることを保障するために、建設公債主義という起債制限の考え方 が要請された、とみることもできる。

臨時財政対策債と貸借対照表

- 臨時財政対策債に係る元利償還金は後年度 の基準財政需要額に全額算入されるかたち で厳密に財源保障される
- 公債費は臨時財政対策債に限らず理論償還 ベース等で地方財政計画の歳出に積算され ることで地方交付税の所要額を押し上げる
- それらを勘案して、臨時財政対策債の理論償 還額の未償還額相当分の資産を持つとみな せば、負債と資産が相殺され、臨時財政対策 債によって債務超過となる懸念はなくなる(将 来負担比率の分子からは控除されている)

短期と長期の現金主義会計の健全性 • 短期の資金が足りている=実質収支が黒字 である • 短期で一定程度の資金余剰が保たれている =実質的な繰越額が確保されている:標準財 政規模に対する「実質収支+財政調整基金 等」の割合が高い 中長期で資金が足りている.....債務の償還財 源が中長期的に確保される見込みがある= 債務償還可能年限が平均調達期間を下回る (次頁、健全性基準3)

発生主義会計でみた利益と償還確実性の基準の違い





健全化法の「健全段階」の考え方 • 健全化法そのものは、財政悪化をした地方自 治体に法律の枠組みを強制適用して健全化を 進める規制的な内容であるので、よほど悪化し た状況でなければ、早期健全化段階といえども 適用すべきではない • したがって、健全化法の「健全段階」とは、法律 の適用を受けるほど悪いわけではない、という 意味にすぎず、文字通り健全であるとまではい えない • 一部で、健全化法は空振りという声が聞こえる が、それは大きな誤解である

- 健全化法の健全化判断比率の選択
 - 健全化判断比率は、資金不足の比率を表わす 2指標(一般会計等の実質赤字比率と全会計 の純計である連結実質赤字比率)と負債の重 さを表わす2指標(フローで実質公債費比率、 ストックで将来負担比率)からなる
 - 資金不足を表わす2指標が主たる指標、負債 の重さを表わす2指標が従たる指標(負債が重 いことは資金不足をもたらす懸念事項となる) であり、将来負担比率に再生基準がないのも そのためといえるのではないか

健全化判断比率と現金主義会計・発 生主義会計の関係 • 健全化判断比率は主たる指標を資金不足の比 率を表わす2指標としていることから、基本的に 現金主義会計に依拠している • ただし、将来負担比率では、一部で発生主義 会計的な考え方で負債等を捕捉している(典型 的には退職給与引当金) • 地方公営企業の資金不足に解消可能資金不 足額を適用することで一般会計等以外につい て発生主義会計の利益概念を資金不足に代え ることを認めている←発生主義会計の要素

(財政悪化)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

- ○指標の整備と情報開示の徹底
- フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、 実質公債費比率
- ・ストック指標: 将来負担比率=公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- →監査委員の審査に付し議会に報告し 公表

財政の早期健全化

- ○自主的な改善努力による財政 健全化
- 財政健全化計画の策定(議会の議決)、 外部監査の要求の義務付け
- 実施状況を毎年度議会に報告し公表
- 早期健全化が著しく困難と認められる ときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- 財政再生計画の策定(議会の議決)、外 部監査の要求の義務付け
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる 【同意無】
 - 災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限 【同意有】
 - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画 期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

(健全財政

実質公債費比率

実質赤字比率

連結実質赤字比率

将来負担比率

資金不足比率 (公営企業ごと)

早期健全化基準

25 %

都道府県:3.75%

市町村: 11.25~15%

都道府県:8.75%

市町村:16.25~20%

都道府県:400 % 市町村:350 %

20 %

経営健全化基準

財政再生基準

35 %

都道府県 :5%

市町村 : 20 %

都道府県 : 15 %

市町村 : 30 %

3年間(平成21年度から平成23 年度)の経過的な基準

F度/の程週的な基準 都道府県は25%→25%→20%

市区町村は40%→40%→35%

を設けている。

指標の公表は2007年度決算から、

財政健全化計画の策定の義務付け等は2008年度決算から適用

健全化判断比率の定義

(1) 実質赤字比率

- 般会計等の実質赤字額 実質赤字比率 = 標準財政規模

- 一般会計等の実質赤字額:一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額+事業繰越額)

(2)連結実質赤字比率

連結実質赤字額 連結実質赤字比率 = -------標準財政規模

- ・連結実質赤字額:イとロの合計額がハと二の合計額を超える場合の当該超える額 イ一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

(地方債の元利償還金+準元利償還金) -(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

(3か年平均)

・ 準元利償還金 : イからホまでの合計額

実質公債費比率 =

- イ満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロー般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホー時借入金の利子

(4)将来負担比率

将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- ・ 将来負担額 : イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額 : イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

資金不足比率の定義

資金不足比率 =資金の不足額事業の規模

・ 資金の不足額:

資金の不足額 (法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) -解消可能資金不足額

- ※解消可能資金不足額: 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の
- 事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
- ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- 事業の規模:
- 事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 受託工事収益の額
- 事業の規模(法非適用企業)=営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額
- ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
- ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」 (調達 した資金規模) を示す資本及び負債の合計額とする。

実質赤字比率の再生基準20%(市町 村分)の妥当性 • 健全化法の考え方は、自力再建ができる範 囲で資金不足の拡大や負債の増加を食い止 めることにある 旧再建法(地方財政再建促進特別措置法)で 20%の基準は、再生振替債にあたるものな しに赤字が消せる水準として設定された経緯 に照らすと、再生基準となる一般会計等の赤

字比率を市町村で20%としているのは、や

や厳しく設定したものといえる



経常収支比率の考え方(1) • 経常収支比率は、経常一般財源のうち義務 的経費に充当される割合を示しており、それ が高いと財政運営が硬直的であり、かつては 経験的に80%程度が適当とされていた • かつて、地方自治体では、投資的経費に対す る財政需要が現在とは比較にならないほど高 い反面で、資金不足経済の下で地方債の充 当率は低く抑えられてきた(かつて50%程度、 現在、災害等を除いて90%程度) • 経常収支比率が高ければ、投資的経費の執 行ができず、財政運営は危機的とされた

経常収支比率の考え方(2) • 現在では、投資的経費の財政需要が大きく縮 小し、その反面で社会保障給付が増大してお り、その結果、経常収支比率が上昇するのは むしろ当然 • 地方債の充当率が引き上げられ、かつて、投 資的経費に充当されていた一般財源が地方 債に振り替わり、それが後年度に公債費とな ることで経常収支比率を押し上げている 経常収支比率が90%であることだけをもって

財政が悪化した状態であるとはいえない

28

経常収支比率の考え方(3) • 経常収支比率を時系列で比較した場合には、 歳出の構造の変化による影響を表わしており、 財政逼迫度のみの変化と理解すべきでない クロスセクションの比較で、財政力指数が低 い団体ほど経常収支比率が低くなければ財 政逼迫につながり、都市計画税が豊富な団 体ではそれを償還財源に充当することで経常 収支比率が高くてもしのぐことができる 地方交付税の効果で、実質公債費比率が表 わす負担感は財政力指数によっても違ってく る側面があるといえる

基金が増えていれば財政状況は良好? ・かつて投資的経費への歳出圧力が高いときには、経常収支比率が財政のひつ迫度を代

表する指標であった

• 現在のように、経常経費の歳出圧力の方が 大きい場合には、経常収支比率は高くてもそれ自体が財政逼迫を意味せず、投資的経費 と借入金が相対的に小さくなり、公債費も小さくなることで、事実上、現金主義会計に近くなり、基金が増えているかどうかで財政逼迫度 を示すといえなくもない

基礎的財政収支は地方財政の診断には適していない

- 基礎的財政収支の均衡;名目経済成長率=税収の伸び率=国債金利である場合に、政府債務のGDP比が一定に収束する
- 税制の違い等を無視して、政府債務の国際比較を捕獲する場合に有益
- 赤字国債に大きく依存する国家財政の場合、 基礎的財政収支の黒字化は政府債務のGDP 比の低下を意味するので、財政指標として有益 だが、建設公債主義の下にある地方財政では、 基礎的財政収支の黒字化は投資的経費の減 額を意味するだけで指標として有益ではない

表12 国の財政再建の目標のあり方

財政再建の目標		持続可能性の意味	国の純資産
国債発行額と国債費との関係に基づく	均衡 →国債発行額=国債	国債金利と名目経済成長率が一致している場合に、 基礎的財政収支が均衡していれば、国債発行額=国 債費(国債償還額+金利)であるので、国債残高の増 加率と経済成長率が一致する。したがって、国債残高 の対GDP比率が一定となる。	国債残高が税収に対して発散しない という意味で負債の償還能力は認め られるが、資産と負債の関係につい ては不明である。
	②国債発行額=国債 償還額	国債残高が一定となり増えない状態であり、名目経済成長を前提としなくても、国債残高の対GDP比が一定となる。	経済成長によって税収が伸びることを 前提にしなくても、国債残高の税収比 率が発散しない。
貸借対照表に 基づく	③国の貸借対照表の 資産と負債が均衡	資産と負債がバランスしており、その状態が続けば、 発生ベースでの費用と税収等がバランスしている状態。世代間の公平が達成されている。	純資産がゼロなので、国では資本蓄 積が進まない。
国債発行の制限を通じて	④赤字国債の発行が ゼロ	資産の減価償却期間が負債の償還期間と同じ場合、 結果的に、資産と負債が同額となり、世代間の公平が 達成される。減価償却期間の方が短い(長い)場合に は、債務超過(資産超過)の状態となる。	資産の減価償却期間と負債の償還 期間の関係によって、純資産がプラス にもマイナスにもなりうる。
	⑤国債残高がゼロ	上記をさらに徹底した状態になる。	同上。



財政指標の考え方の整理

財政の健全性

狭義の健全性

- 一般的な健全性
- ※建設公債主義の原則を前提に、現金主義会計の健全性が発生主義会計の 健全性を包含する場合に
 - 1年間の資金収支の健全性
 - (実質収支+財政調整基金等)/標準財政規模
 - 中長期の資金収支の健全性
 - 地方債平均償還期間/債務償還可能年限

目的的な財政指標

健全化法の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債 費比率、将来負担比率、資金不足比率)

地方財政制度の特徴にかかる財政指標

経常収支比率、基礎的財政収支、実質公債費比率、財政力指数

広義の健全性

資産老朽化比率 発生主義会計のセグメント分析(原価計算)等

財政分析の観点と既存の財政指標

財政分析の観点

現金主義会計の健全性を中心にした分析

1年間の資金収支の健全性

実質収支+財政調整基金等が一定程度あるかどうか

発生主義会計の要素を取り入れた健全性の分析

中長期の資金収支の健全性

債務償還可能年限が平均償還期間を下回っている か

実質公債費比率の趣旨に沿った健全性の分析

公債費負担の適正化

実質公債費比率が表わす負担感は、財政力指数によっても異なる側面に注目

財政指標

実質赤字比率·連結実 質赤字比率·実質単年 度収支等

財政調整基金等比率

元本償還分を除く経常 収支比率

将来負担比率

地方債平均償還期間

実質公債費比率

財政力指数

経常収支比率

債務償還可能年限の算定 • 定義;純債務に対する償還財源の割合 純債務は将来負担比率の算定の際の分子か ら求められる • 償還財源は、償却前当期利益にあたる概念 であり、公会計の資金収支計算書に基づく定 義のほか決算統計から定義することもできる 元本償還額分を除く経常収支比率は償還財 源の大きさを表している 地方債の平均償還期間と比較するときには 算入公債費分を分子と分母から控除しない

資産老朽化比率の解釈上の課題

- 減価償却費=置き換え投資として必要とする額、とはいえない
- 規模の大きな投資的経費を執行した年度には、全体が底上げされ、そうでない年度には少しずつ数値が悪化することに対して、適正な評価ができるかどうか

組み合わせ分析の有用性 • 資産老朽化比率と将来負担比率などで、組 み合わせ分析は意味がある • 平面図を4分割したときに、「よい×よい」「悪 い×悪い」についての解釈は容易だが、「よ い×悪い」「悪い×よい」についての解釈を十 分考える必要がある • たとえば、将来負担比率と実質公債費比率の 組み合わせで、臨時財政対策債の償還期間 を理論償還期間よりも長く設定している団体 が明らかになる可能性もある

財政指標による分析の限界

- 資産老朽化比率等の指標を導入したとしても、 財政指標に拠る分析は、基本的に直近まで の動向を示しているものであり、将来の状態 を示すものではない(直近の状況が今後も続くと想定できない場合にはなおさら)
- ・ 地方自治体の多くが、財政運営で近年では 縮み志向であり、財政支出を先送りすること で、将来の歳出圧力が高まっているが、そう した団体で潜在的に財政悪化が進んでいる 状況を捕捉する財政指標は十分なく、中長期 の財政収支の予測に頼らざるを得ない